

大和市告示第180号

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年8月31日

大和市長 大 木 哲

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成22年大和市告示第16号）の一部を次のように改正する。

別表第34号中「大和市歩行者専用道4号線」を「大和歩行者専用道4号線」に改め、同表第36号中「大和市歩行者専用道1号線」を「大和歩行者専用道1号線」に改め、同表第57号中「桜森歩行者専用道1号線」を「桜森歩行者専用道1号」に改め、同表第64号中「大和歩行者専用道8号」を「大和歩行者専用道8号線」に改め、同表第171号中「大和歩行者専用道1号」を「大和歩行者専用道1号線」に改め、同表第176号中「大和市歩行者専用道1号線」を「大和歩行者専用道1号線」に改め、同表に次のように加える。

198	大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市中心林間一丁目3番1号）	5台
199	星の子ひろば（大和市中心林間一丁目3番1号）	5台

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。